



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号,
平成26年(ワ)第2109号 損害賠償請求事件
原告 森松 明希子 外220名
被告 国 外1名



平成28年5月19日

準備書面 26

—被告東京電力共通準備書面(6)に対する反論—

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白倉 典 武



<目次>

第1	はじめに.....	3
第2	被告東京電力共通準備書面（6）に対する反論.....	3
1	はじめに.....	3
2	被告東京電力共通準備書面（6）に対する反論.....	4
	(1) 被告東京電力の主張.....	4
	(2) 線量限度が適用されない意味と実質的理由.....	5
	(3) 個々の市民にとって容認できない線量に変わりはないこと.....	6
	(4) 参考レベルについての被告東京電力の理解の仕方の問題性.....	7
	(5) 原告らの主張の恣意的曲解.....	10
3	本件論点に関する被告国の姿勢.....	12
第3	本件事故発生後の事実.....	13
1	はじめに.....	13
2	本件事故発生後の事実.....	14
	(1) 本件事故発生後の主だった事実.....	14
	(2) 小佐古敏荘内閣官房参与の辞任.....	15
	(3) 低線量被ばくの管理に関するワーキンググループ.....	16
	(4) NHK「追跡！真相ファイル『低線量被ばく 揺らぐ国際基準』」..	19
	(5) 子ども・被災者支援法.....	20
	(6) 避難継続の相当性.....	22

第1 はじめに

原告らは、本書面において、「公衆被ばく線量限度」の「適用範囲」と「参考レベル」との関係等について論じた被告東京電力共通準備書面（6）に対する反論（その関係で若干被告国の姿勢に対する批判も行う）と、準備書面（20）において論じた本件原発事故発生後の事情に関し、若干補足して論じるものである。

第2 被告東京電力共通準備書面（6）に対する反論

1 はじめに

原告らは、これまで、少なくとも年間被ばく線量が1ミリシーベルトを超える地域からの避難には社会通念に照らして相当性があり、被告らの不法行為（本件事故）と当該避難（および同避難によって生じる各種の損害）との間には相当因果関係が認められると主張してきた（もちろん、この主張は、年間被ばく線量が1ミリシーベルトを下回る地域であっても、著しい土壌汚染の認められた地域からの避難や、家族において具体的な健康被害が発生した場合の避難の相当性を否定するものではなく、年間被ばく線量が1ミリシーベルトを超える地域の場合には、その事実だけで避難の相当性（原発事故との相当因果関係）が認められると論じるものである。）。

そして、その前提となる年間被ばく線量が1ミリシーベルトという数値・基準が、国際機関であるICRP（国際放射線防護委員会）がLNTモデルを採用したうえで公衆被ばく線量限度として1990年に勧告したものを国内法に導入したものであり、それは確立した法規範ないしは社会規範になっていると主張したのである。

これに対し、被告東京電力は、「今は事故によって『緊急時』被ばく状況なのだから、公衆被ばく線量限度は『適用』されない」という趣旨の、極めて曖昧な主張を行い、その論述だけで、年間被ばく線量が20ミリシーベルトを下回る地域からの避難には相当性がないかのような主張を行っている。

しかしながら、そもそも緊急時被ばく状況ないし現存被ばく状況を創出したのは被告東京電力自身であり、その監督を怠った国にも責任が存するところである。それにもかかわらず、「かような状態に至った以上、公衆被ばく線量限度は適用されない」とのみ主張する姿勢は、到底許し難いものである。

しかも、被告東京電力は、緊急時被ばく状況や現存被ばく状況などについて述べる ICRP 2007 年勧告はそもそも国内法に導入されていないことを無視しているばかりでなく、単に線量限度が「適用されない」と述べるだけであり、その意味を全く具体的に論じてない。ここで言う「適用されない」とは、誰に対する、どのような状況に基づくものかが明らかされなければならない。

また、この「適用されない」ということによって、平時なら守られるであろう被ばく線量限度が、緊急時だからというだけで遵守されない状況下で、同地域から避難する原告らの行為の相当性が果たして否定されるべきものであるのかどうか、個々の市民からみた場合に容認できないレベルの線量が 1 ミリシーベルトから変えられてしまうのか、についても全く検討していないのである。

なお、被告国は、この「公衆被ばく線量限度」や参考レベルについての考え方、そもそも現時点が、緊急時被ばく状況であるのか、現存被ばく状況であるのかさえ一切主張しておらず、応訴姿勢として極めて不誠実であるので、この点についても若干触れておく。

2 被告東京電力共通準備書面（6）に対する反論

(1) 被告東京電力の主張

前項でも述べたとおり、原告らは、国内法の定める公衆被ばく線量限度である年間被ばく線量 1 ミリシーベルトを重視している。そして、自らの居住する地域において、この放射線量を上回っている場合には、同地域からの避難に社会通念に照らした相当性が認められると主張している。

ところが、この点について、被告東京電力は、被告東京電力共通準備書面（6）において、緊急時には、公衆被ばく線量限度 1 ミリシーベルトは

適用されない、緊急時には基準はないとの趣旨の主張を繰り返している。

具体的には、以下のとおりである。

「本件事故当時の国内法においては、平時の管理基準として1ミリシーベルトという公衆被ばく線量限度が定められていたに過ぎず、緊急時の基準について特に定めはなく……」(11頁)

「公衆被ばく線量限度が適用されない、緊急時における公衆の防護……」(8頁)

「ICRPが勧告する公衆被ばく線量限度(実効線量年間1ミリシーベルト)は、あらゆる状況に適用される基準ではなく、1990年勧告における「行為」や2007年勧告における「計画被ばく状況」に適用されることが前提となっている」(15頁)

「国内法上、緊急時における公衆の被ばく線量の上限值に関する定めはない」(15頁)

しかし、ここで被告東京電力は、重大な誤りを犯している（と言うよりも、恣意的な曲解を行っている）と言わざるを得ない。

(2) 線量限度が適用されない意味と実質的理由

線量限度が「適用されない」というのは、「対策」（ICRP 2007年勧告）ないし「介入」（ICRP 1990年勧告）を採ることが要求される者、すなわち、原発を稼働させてきた被告東京電力や監督責任のある被告国に対するものである（ICRP 1990年勧告にいう「規制当局」や「管理組織体」である。

この点、ICRP 1990年勧告（甲D共67・2頁）には「(7) 委員会は、その勧告が規制当局にも管理組織体とその顧問専門官も利用されてきたことを承知している。」や、「(8) 委員会の勧告は、国及び地域の規制基準に一貫した基礎を提供する助けとなってきた。」との記載がある。

この点も既に準備書面で正確に論じたところであるが、被告国等が行う「現

にある線源を撤去したり、経路を変えたり、被ばくする個人の数を減らす」等の「対策」ないし「介入」を講じる場面において、まずは何ミリシーベルトを基準に講じるか、その基準に「線量限度を適用しない」ということに過ぎない。

次項に述べるとおり、個々の市民にとって、「行為」の場面であっても、「対策」ないし「介入」を講じる場面であっても、線量限度を超える被ばくを容認できないことに変わりはない。

そもそも緊急時被ばく状況及び現存被ばく状況において公衆被ばく線量限度の基準が適用されないのは、実際に事故が生じてしまい、年間1ミリシーベルトよりも遥かに高濃度の放射線被ばくが広範囲に渡って生じてしまっているため、線量限度を適用することは事実上不可能だからである。

以上のことは、ICRP1990年勧告の131項が、以下のとおり述べているところである（甲D共67・39頁）。

「委員会が勧告する線量限度は、行為の管理に使うことを意図したものである。これらの勧告された線量限度、あるいは事前に決めた他の任意の線量限度を、介入決定の根拠として使うことは、得られる便益とはまったく釣り合わないような方策を含むかもしれず、正当化の原則に矛盾するであろう。したがって委員会は、介入の必要性あるいはその規模の決定に線量限度を適用しないことを勧告する。」

(3) 個々の市民にとって容認できない線量に変わりはないこと

ICRP1990勧告は、確率的影響にはしきい値がないとの見解（LNTモデル）を採用したうえで、「これを超えれば個人に対する影響は容認不可と広くみなされるであろうようなレベルの線量を確定」（甲D共67・44頁・149項）し、公衆被ばく線量限度を年間1ミリシーベルトと勧告した。

緊急時であっても平時であっても、個々の市民にとって、「これを超えれ

ば個人に対する影響は容認不可と広くみなされるであろうようなレベルの線量」が年間1ミリシーベルトであることに変わりはない。被災地以外に居住する市民にとって容認できないレベルの線量を、被災者が容認しなければならない理由などない。

ICRP2007年勧告も、次のとおり、緊急時被ばく状況の場合に、緊急救助活動を引き受ける、情報を知らされている志願者に対しては線量制限が緩和されるであろう、と述べているにすぎず（甲D共68・60頁）、個々の市民にとって容認できないレベルの線量が緩和されるとは述べていない。

「(247) 情報を知らされた既に被ばくしている個人が志願して人命救助活動に参加するか、又は破滅的な状況を防ぐことを試みている緊急時被ばく状況の場合には、線量限度は適用されない。緊急救助活動を引き受ける、情報を知らされている志願者に対しては、通常の線量制限は緩和されるであろう。しかしながら、緊急時被ばく状況の後期段階での回復や復旧の作業を行う対応要員は職業的に被ばくする作業者と考えられるべきであり、通常の職業被ばくの防護基準に従って防護されるべきで、また、彼らの被ばくは委員会が勧告する職業被ばくの限度を超えるべきではない。」

このように、緊急時被ばく状況であろうと現存被ばく状況であろうと、個々の市民にとって、容認不可と広くみなされるであろうレベルの線量が1ミリシーベルトであることに変わりはなく、線量限度を超える被ばくを避けるために避難することは、社会通念に照らして相当な行為である。

(4) 参考レベルについての被告東京電力の理解の仕方の問題性

被告東京電力は、緊急時には公衆被ばく線量限度が適用されないと述べる根拠として、参考レベルについても触れている。

具体的には以下のとおりである。

「……ICRP勧告でさえ、1ミリシーベルトという公衆被ばく線量限度をして、いかなる状況にも適用される基準と位置づけているわけではない。」

なお、ICRPは、本件事故後の平成23年3月21日に改めて、「緊急時に公衆の防護のために、委員会は、国の機関が、最も高い計画的な被ばく線量として20～100mSv の範囲で参考レベルを設定することをそのまま変更することなしに用いることを勧告します。」「放射線源が制御されても汚染地域は残ることになります。国の機関は、人々がその地域を見捨てずに住み続けるように、必要な防護措置を取るはずです。この場合に委員会は、長期間の後には放射線レベルを1mSv／年へ低減するとして、これまでの勧告から変更することなしに現時点での参考レベル1mSv／年～20mSv／年の範囲で設定することを勧告します。」等を内容とする声明を公表している……」(6頁)

しかしながら、被告東京電力が、参考レベルという概念について、どれだけ正確に理解しているのか、明らかではない。むしろ、理解していながら、その内容を明らかにしていないとも言える（例えば、上記の記載からは、参考レベルが「国の機関」に対して向けられたものであることが理解できるのであるが、その点については一切触れていない。）。

その理由は、この概念を正確に理解し正しく論じるなら、「緊急時被ばく状況のときに公衆被ばく線量限度が適用されない」ということが、誰に対してどのような意味で使われているかが、おのずと明らかになるからである。

そこで、参考レベルについては、これまでの準備書面でも既に論じたところであるが、重要であるため、若干再言する。

ICRPのいう参考レベルは、LNTモデルを前提として、「一定期間に受ける線量がいかなるレベルを超えると考えられる人に対して、優先的に防護措置を実施するか」という政策判断の問題である。区域設定ないし区域再編に即して言えば、どのレベルの線量を超える人ないし地域に対して、強制避難という強制的防護措置を実施するかという問題である。除染に即して言えば、どのレベルの線量を超える地域をまずは優先的に除染を実施するか、そして、除染によって達成目標とした線量低減が実現すれば、次はどのレベ

ルの線量地域を優先的に除染するか（そして最終的には1ミリシーベルト以下を目指す）、という問題である。

参考レベルの概念は、「被ばくの“限度”を示したものではない。また、“安全”と“危険”の境界を意味するものでは決してない。」と、低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書でさえも明確に述べている（甲D共35・10頁）。

また、「介入」という言葉に関連して、「（介入という言葉を使用するのは）被ばくを低減する防護“対象”の記述に限定し、一方で“緊急時被ばく”又は“現存被ばく”という用語を、被ばくを低減するために、そのような防護対策を必要とする放射線の被ばく状況を記述するために使用することが適切である」としている（甲D共68・11頁50項）。

更に、この点に関し、上記ワーキンググループの第2回の会議で佐々木康人氏は以下のように述べている（甲D共41の1・32頁）。

「緊急事態が起こった時に、どこで防護対策をとるかということは、平常の状態では公衆の被ばくは何とかして1mSv、年間1mSv に抑えようとしているわけであり、まずけれども、一旦、事故が起こった場合には、まずは重篤な確定的影響が起こる可能性が出てまいります。これを絶対起こさないようにした上で、確率的影響はある程度増えることはやむを得ない。それをICRPは、非常事態の時には公衆の被ばくは年間にして20～100mSv の間で状況に応じて適切な線量を選んで、それを目安にして防護活動をいたしましょう。そういう勧告であります。それを守ればよいという話ではなくて、最適化の指標であります。最適化というのは、つねに少しでも線量を下げる、余計な線量を浴びないように下げる努力をするというのが、先ほどからお話に出ている ALARA の概念です。ですから、先ほど5mSv でいいのだとおっしゃっているのは、一つの目安で、5mSv でやることはいいんですけども、それでいいわけではなくて、できればさらに下げる努力はしていかなければいけない。そのどこまで下げるのかというのは、平常状態の年

年間1mSv に下げる努力はしていかなければならない。しかし、現状でどこが適切かというのは、選ぶことはできる。その時に実際の人の受ける、例えば住民の方の受ける線量を推定して、それからいろいろな状況を見定めて、その中で適切な線量を選んで防護活動をしましょう。これが ICRP の基本的な防護の考え方がありますので、そのことを申し上げておきたいと思います。」

すなわち、非常事態・緊急事態の下、国が避難を命じる（『出ていけ』と述べる）範囲をどうするかについて、それによる社会的なデメリットも考慮しながら決定する、優先的に除染等の対策を講じる場所をどうするかについて、優先する範囲を広げすぎることによる混乱も考慮しながら決定するというものなのである。また、この参考レベルは、最終的には公衆被ばく線量限度まで低減することを目的としているのであり、常に公衆被ばく線量限度は意識されている。「適用されない」というのは、緊急時には、公衆被ばく線量限度の考えが否定されるということではなく、およそ、その限度を即時には遵守できないので、まず、どのような基準で優先的な対策をとるかを検討しなければならないという意味である。

既にこれまでの準備書面でも述べてきたところであるが、被告東京電力の主張は、国内法には導入されていない ICRP の 2007 年勧告があたかも我が国の法規範であるかのように主張するだけでなく、そもそも参考レベルの意味を曲解し、ICRP が 1 ミリシーベルトを超える公衆被ばくを容認しているかの如く印象付けようとするものであって、著しく不当である。

(5) 原告らの主張の恣意的曲解

また、被告東京電力は、以下のようにも論じている。

「年間1ミリシーベルトを超える被ばく線量を理由として直ちに権利侵害が認められるものではない……」(11頁)

「原告らは、…「いかなる状況においても線量限度を超えて被ばくすることのない権利」が導かれるかのように主張するものであり、国内法の解釈を誤ったもので

あるというほかない。」(7頁)

「原告らの主張は、ICRP勧告にいう公衆被ばく線量限度の適用範囲を誤解したもののというほかなく、その結果、炉規法や放射線障害防止法の解釈を誤り、ひいては我が国の法令上、あたかも各個人に「いかなる状況でも1ミリシーベルトを超えて被ばくすることのない権利」が保障されているかのごとく独自の見解を主張するもの……」(4頁)

しかしながら、原告らは、「各個人に『いかなる状況でも1ミリシーベルトを超えて被ばくすることのない権利』が保障されている」などと主張したことはない(被告東京電力は、原告らの準備書面のどこにそのような記載があるのか、明らかにされたい)。

原告らが主張しているのは、被告の不法行為(原発事故)と避難(および避難によって生じる損害)との間に相当因果関係が認められるかという問題設定に対し、公衆被ばく線量限度が1ミリシーベルトとされている以上、住民が1ミリシーベルトを超える被ばくを避けるために避難することに社会通念上の相当性が認められるというものである。

かような被告東京電力の主張は、原告らの主張を恣意的に歪めたうえで批判のものであり、著しく不当で、およそ許されない行為である。

また、被告東京電力が引用している東京地裁平成25年10月25日判決(乙D共39)には、以下のとおりの記載がある。

「ICRPの勧告によって示された数値…は、あくまでも公衆の被ばく線量をできる限り低く保つための指標であって、それ以上の被ばくを受けないという個々人の権利の内容として設定されたものではない」(同証18頁)

この判断は、裁判所自身が、ICRPの定めた公衆被ばく線量限度の意味を十分に理解していないことの表れである。

すなわち、公衆被ばく線量限度は、平時においては「それ以上の被ばくを許さない」限界値であって、指標や目標という類のものではない。また、事

故等によって、1ミリシーベルトを超える被ばく状況が発生した場合には、被告東京電力をはじめとする電力会社や被告国に対して、1ミリシーベルトまで低減するよう求めるための指標であって、「できる限り低く保つ」というような道徳的な目標でもない。更に同判決では、「個々人の権利の内容として設定されたものではない」などと述べるが、本件事故と避難との相当因果関係の有無を論じるにあたって検討すべきことではない。

裁判所が、かような誤った判断を行うこと自体、被告東京電力の戦略にのせられた結果である。被告東京電力共通準備書面（6）の5頁においても、平時でさえ、公衆被ばく線量限度が「できる限り低く保つ」という観点から設けられたものだとの主張があるが、被告東京電力は、「限度」の意味、「容認不可」という言葉の重みを全く理解していない。そもそも、被告東京電力は、公衆被ばく線量限度について、「極力低い値として追求されてきたもの」（7頁）などと述べているが、全くの虚偽である。1ミリシーベルトという値は妥協の産物であり（甲D共71・15～16頁）、欧州放射線リスク委員会はICRPのリスク評価を厳しく批判している。

しかも、被告東京電力は、かような主張を行った後に、原告らの権利が侵害されたというためには、公衆被ばく線量限度を超える被ばくによって健康被害が生じること（また、当該原告において生じたこと）を立証しなければ損害は発生しないかのように主張しており、争点を「科学論争」にすり替えようとしているのである。

3 本件論点に関する被告国の姿勢

また、被告国も、「低線量被ばくによる健康影響についての知見」ばかりを準備書面で論じ、これまで「公衆被ばく線量限度」「参考レベル」についての考え方や、そもそも現時点が緊急時被ばく状況であるのか、現存被ばく状況であるのかさえ一切主張していない。

本来、これらについては、被告国が最もよく理解しているはずのところであ

り、原告らの主張に誤りが存するのであれば、具体的な根拠をもって反論すべきである。そもそも、そのような内容を住民に対して説明することは、避難を強いられている住民に対する義務であって、訴訟とは別に誠実に行わなければならないものである。

国の姿勢は極めて不誠実である。

第3 本件事故発生後の事実

—避難を決断し、かつ今日まで継続することの相当性を裏付ける事実—

1 はじめに

原告らは、これまで、避難の相当性を論じる上で公衆被ばく線量限度である1ミリシーベルトが重要な数値であることを繰り返し述べてきた。

しかし、避難した原告らの多くは、事故直後或いは避難時に当該数値を明確に意識していたものではない。原告らは、事故の内容や放射性物質の拡散状況について具体的かつ正確な情報を知らされず、放射性物質が漏れているという事態から避難したのである。

そもそも被告国は、SPEEDIに基づく結果を公表せず、被告東京電力は、原発がメルトダウンしていると判断しなければならなかったのに、その事実を隠ぺいしたのであって、原告らが十分な情報が開示されないなか、最悪の事態を考え避難したことには十分合理性が存する。

しかも、その後、被ばく線量が「シーベルト」という単位であらわされること、ICRPが公衆被ばく線量限度として1ミリシーベルトと定めていること、被告国がこの数値を超え20ミリシーベルトまで受忍させようとしたこと、それに対し専門家から強い抗議がなされたことなどの情報が拡散していくなかで、原告らは避難を決断し、また避難の継続を決意したのである。

2 本件事故発生後の事実

(1) 本件事故発生後の主だった事実

原告らの多くは、放射能汚染とそれによる健康被害を避けるため、住み慣れた地域からの避難を決断したのであるが、本件事故発生後の事実として、避難の決断及び避難継続の決断に大きな影響を及ぼした事実は多岐に渡る。

そのうち、低線量被ばくによる健康被害に関する知見の集積については、別途書面にて詳細に論じる予定である。本件事故発生後の事情については、これまでも準備書面（20）において「事後の事情に基づく避難と継続の相当性」を論じ、準備書面（24）においてグローバー報告と福島県民健康管理調査について論じているが、それ以外にも影響を与える事実は多数存するので、改めて主だったものとして以下の事実を挙げておく。

- 2011年 3月11日 東日本大震災発生，原発事故発生
以後避難指示に関する区域の指定・追加
- 同年 3月14日～15日 放射線ヨウ素 が大量放出
- 同年 4月22日 警戒区域，避難指示区域，計画的避難区域
の指定
- 同年 5月 1日 小佐古敏荘内閣官房参与辞任会見…A
- 同年11月 9日 低線量被ばくの管理に関するワーキンググループ設置，議論を開始（11月9日から同年12月15日にかけて，合計8回開催）
…B
- 同年12月22日 上記ワーキンググループ報告書公表
- 同年12月16日 野田首相原発事故収束宣言
- 同年12月26日 原子力災害対策本部が「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課

題について」(甲D共37)を発表

同年12月28日 NHK「低線量被ばく 揺らぐ国際基準」
放映…C

2012年 6月21日 子ども・被災者支援法成立…D

2013年 2月13日 第10回県民健康調査検討委員会において
甲状腺検査の結果、悪性または悪性疑いが1
0例、うち3例が甲状腺がんと確定診断され
たことの報告(以後、ほぼ3ヶ月毎に症例数
の増加が報告されている)

2013年 5月27日 アナンド・グローバー氏国連人権理事会で
発表

同年10月11日 子ども・被災者支援法の基本方針確定…D

改めて述べるまでもないが、以上に列挙した事実のみが、避難の決断およ
び避難継続の決断に影響を及ぼした事実ではない。これら以外にも、(野田
首相(当時)の収束宣言以降も生じている)本件事故発生後の制御過程にお
ける相次ぐトラブルや増え続ける汚染水、進まない除染作業、被告東京電
力・被告国の隠ぺい事実の発覚、学識者の発言等様々な事実が存する。更に、
各原告において個別に重視される事実も存するところである。

もっとも、以上に列挙したものは、特に多くの原告らに対して強いインパ
クトを与えたものであるので、若干補足して論じておく。

(2) 小佐古敏荘内閣官房参与の辞任

まず、Aの小佐古敏荘内閣官房参与の辞任であるが、これは、子どもを持
つ親にとって極めて衝撃的な事件であった。福島県の小学校等の校庭利用の
線量基準を20ミリシーベルトにしようとした政府に対し、内閣官房参与に
任ぜられていた専門家が涙を流して抗議し、辞任したのである。同会見にお
いて、小佐古氏は以下のように発言した(甲D共138)。

「今回、福島県の小学校等の校庭利用の線量基準が年間20mSvの被曝を基礎として導出、誘導され、毎時3.8 μ Svと決定され、文部科学省から通達が出されている。これらの学校では、通常の授業を行おうとしているわけで、その状態は、通常の放射線防護基準に近いもの(年間1mSv、特殊な例でも年間5mSv)で運用すべきで、警戒期ではあるにしても、緊急時(2、3日あるいはせいぜい1、2週間くらい)に運用すべき数値をこの時期に使用するの、全くの間違いであります。警戒期であることを周知の上、特別な措置をとれば、数カ月間は最大、年間10mSvの使用も不可能ではないが、通常は避けるべきと考えます。年間20mSv近い被ばくをする人は、約8万4千人の原子力発電所の放射線業務従事者でも、極めて少ないのです。この数値を乳児、幼児、小学生に求めることは、学問上の見地からのみならず、私のヒューマニズムからしても受け入れがたいものです。年間10mSvの数値も、ウラン鉱山の残土処分場の中の覆土上でも中々見ることのできない数値で(せいぜい年間数mSvです)、この数値の使用は慎重であるべきであります。

小学校等の校庭の利用基準に対して、この年間20mSvの数値の使用には強く抗議するとともに、再度の見直しを求めます。」

(3) 低線量被ばくの管理に関するワーキンググループ

次に、Bの低線量被ばくの管理に関するワーキンググループの設置と同グループでの議論も重要である。この点については、既に準備書面(2)で詳細に論じたところであるが、WG報告書だけでなく、その議論過程が極めて重要である。

例えば、細野大臣(当時)は、第6回会議において以下のとおり発言している(甲D共45の1・13頁)。

「このワーキンググループというのは、プロセスも含めて全部オープンにして、今、先生がおっしゃったように白か黒かどこかで線が引けている問題ではなくて、グレーゾーンもある中で、それでもどこかに線を引かなければならないということ

に我々は直面していて、そこは皆で悩みながらも結論を出そうと努力しているところをちゃんと見てもらおうというのが第一歩かなと思ってこれを始めたのです。」

この発言は、(いかなる線量を基準として対策を講じるかの政策決定の問題として) 避難区域の指定基準に絶対的な正解などはなく、それにもかかわらず「線引き」をするという事実を端的に示している。しかも、当該時点で現存被ばく状況だということであれば、20ミリシーベルトという数字は、その上限であり、1ミリシーベルトもあり得たということになる。

この点、被告国も被告東京電力も、現在が緊急時被ばく状況(その際は参考レベルの下限が20ミリシーベルトである)なのか、現存被ばく状況(その際は参考レベルの下限が1ミリシーベルトである)なのかについて、いまだ明らかにしていない。先の小佐古氏発言からすれば、既に緊急時被ばく状況ではなく現存被ばく状況に至っているはずであり、その場合には1ミリシーベルトから20ミリシーベルトの間でレベルを決めることになるのであって、被告国は、最も緩やかな(住民にとって最も酷な)基準を採用したことになる。

更に、同ワーキンググループの第7回会議では、以下のようなやりとりも行われている(甲D共46の1・39頁)。

「(細野大臣)

内部被ばくが外部被ばくと全く同等に比較できるものだというのは、私がずっと持っていた疑問の1つで、ここでかなりわかりやすく説明していただいていると思うのです。あえてそれでも、ちょっと疑問を投げかけて、お答えをいただければ幸いなのは、例えば核種ごとにいろいろと、係数のようなものを掛けて、それぞれの核種ごとに影響を測っているわけですね。これはもう確たるものなのか、変わり得るものなのか。つまり、…係数なり、計算の仕方というのは間違いのないものだと本当に言い切れるのかどうか、そこについては、この説明を受けてもいまだ

全く払拭できないのですけれども、どんなものでしょうか。

(丹羽太貫氏)

これはあくまで数値で、これは実際の吸収線量から計算して、線質係数や組織荷重係数で重み付けをしています。吸収線量は絶対なのです。これはまず間違いない。…

次の問題としては、子どもさんなんか、個人によって排泄する速度が変わります。そのバリエーションは入っていないから、そこでまず実際の Sv に直す過程で、不確実性がある。それから一番大きいのは、そのところで使っている組織加重係数です。この荷重は、30代の方の平均の数値でやっているのです。子どもさんで出るがんの種類と、50歳で出るがんの種類は違うのですけれど、それを全部ならした形で使っているので、これはある意味で言うと、非常にばらつきが多い。しかもこれは被ばく者の方、日本人に特化した数値からスタートしまして、それを西洋化しているという非常に複雑な考え方を使っていますし、またそれに加えて、2つの異なるモデルを、バランスを取りながら入れ込んでいるという、非常に複雑なやつです。だから、これは下手したら、数倍はすぐぶれるというふうなものである。ただ、それを含めて考えても、実際これが1mSv であるのが10mSv になる、0.1になるとか、そういう変動である限りは余り気にする必要がない。」

上記のやりとりにおいて、内部被ばくについてのリスク評価には、まだまだ不確実な点が多いこと、数値を算定するうえでかなり幅が認められる（誤差がある）こと、それにもかかわらず1ミリシーベルトと10ミリシーベルトとの間に大差はないという発想がワーキンググループのメンバー（丹羽氏）のものであることが明らかになっている。

なお、これらの議論過程と対比すれば、WG報告書の記載があまりに雑駁な整理であって、誤解を招きやすいことは明らかである。WG報告書は、そのみで文意を十分理解できるものではない。8回に渡ってなされた議論も

踏まえ理解されるべきものである。議論のうち重要な部分が共同主査の意向により恣意的に省略されている点も認められるのであり、丁寧に会議録を読む者なら、そのことに気付くはずである。

(4) NHK「追跡！真相ファイル『低線量被ばく 揺らぐ国際基準』」

また、CのNHK「追跡！真相ファイル『低線量被ばく 揺らぐ国際基準』」という番組では、

「1980年代後半、ICRP が「政治的な判断」で、被ばくでガンになるリスクを実際の半分に減らしていた事実が浮びあがってきた。当時 ICRP には、原子力産業やそれを監督する各国の政府機関から、強い反発が寄せられていたのだ。そしていま、世界各地で低線量被ばくの脅威を物語る、新たな報告や研究が相次いでいる。アメリカでは原発から流れ出た微量の放射性トリチウムが地下水を汚染し、周辺地域でガンが急増。25年前のチェルノブイリ原発事故で、大量の放射性セシウムが降り注いだスウェーデンでは、ICRP 基準を大きく上回るガンのリスクが報告されている。いま、誰もが不安に感じている「低線量被ばく」による健康被害。国際基準をつくる ICRP の知られざる実態を追跡する。」

として、低線量被ばくによる健康被害が、ICRP の評価以上に深刻な可能性がある旨を放送した。そして、番組の中で出演者は次のように語っている。

「西脇:ICRP という日本では科学的な情報を提供してくれるイメージがあるんですけども、彼ら自身も繰り返し言っていたんですけども、彼らは政策的な判断をする集団だと。どこまでが許容できて許容できないのかを、政治的に判断する組織だと。」

室井:ということは、自分で判断していくしかないと思うんです。しかも安全な方に。どれだけ取らないようにするか、自分で決めていった方がいいのかなと思いますね。

鎌田:低線量でも実は被害が出ているんじゃないかという海外のケースをこれまで見てきたんですけども、いまの我々と決定的に違うのは、彼らは

こういうことだと全く知れなかったわけですね。その基準自体も曖昧だ、あるいは基準に沿っていればいいわけではないということを彼らは知らなかった。

(5) 子ども・被災者支援法

更に、Dの子ども・被災者支援法では、第1条において以下のように定められた。

「この法律は、…福島第一原子力発電所の事故(以下「東京電力原子力事故」という。)により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者(以下「被災者」という。)が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策(以下「被災者生活支援等施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を推進し、もって被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とする。」

そして、同法第8条において、

「国は、支援対象地域(その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域をいう。以下同じ。)で生活する被災者を支援するため、医療の確保に関する施策、子どもの就学等の援助に関する施策、家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策、放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援に関する施策、自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関

する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。」

と定め、更に第5条において、基本方針を定めること、そのなかには第8条第1項の支援対象地域に関する事項も定めることとしている。

すなわち、避難の指示が出されていない地域においても放射線量が一定以上の地域においては、避難の相当性が認められたものと評価できるのであって、避難者は基本方針の策定を待ち続けたのである。

なお、日本学術会議は、東日本大震災以後、精力的に提言を行っており、特に福島第一原発事故による被害の回復を図るため多数の提言を行っているが、2014年（平成26年）9月30日には「東京電力福島第一原子力発電所事故による長期避難者の暮らしと住まいの再建に関する提言」を公表し、子ども・被災者支援法について以下のとおり指摘している（甲D共139）。

「警戒区域以外からも多数の住民が避難したことから、「被ばくを避ける権利」として広く避難者の権利を擁護しようと、2012年6月に原発事故子ども・被災者支援法が議員立法によって国会で成立した。同法は、原発事故によって放射性物質が広範囲に拡散した一方で、放射線が人々の健康に及ぼす危険性の程度は科学的に十分解明されていないことを背景に、被災者の健康上の不安や生活上の負担の解消、子どもに配慮した支援、被災者の安定した生活の実現に向けた包括的な支援の必要性から作られた。同法では、災害の状況等に対する正確な情報の提供、支援対象地域での居住、他地域への移動・帰還を自らの意思で行えるよう、いずれを選択したとしても適切に支援すること、健康上の不安解消への努力、子ども・妊婦に対する特別の配慮などを基本理念として示した。これに伴って、「自主避難者」が家族と離散している際に使用する高速道路の無料化を行うなど、被災者への支援パッケージが示されたが、更に被災者のニーズや意見を反映した支援策の具体化が求められる。特に求められるのは、自主避難者の住居の確保と就労の支援である。自主避難者

の中には、放射能への不安からすぐの帰還が困難と考える者も少なくない。その場合、原発事故子ども・被災者支援法によって、安心して居住生活が避難先でも送ることができるよう支援することが必要である。

(6) 避難継続の相当性

2011年（平成23年）11月から12月にかけて開催された低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループでも、内部被ばくについてはまだ十分理解が進んでいないこと、被ばく線量については個人差が大きいこと、特に子どもについては分からない旨が述べられており、現在でもこれらが解明されたわけでもない。小佐古氏発言に対しても何ら具体的な応答はなされていない。

また、子ども・被災者支援法の成立にもかかわらず、基本方針がまがりなりにも定められたのは2013年（平成25年）の10月であり、それまで基本方針は一向に定められないままであった。

さらに、2013年（平成25年）にはグローバー報告が、2014年（平成26年）以降には県民健康管理調査の結果が報告され始めるのであって、これらの点については、準備書面（24）で詳細に論じた。

公衆被ばく線量限度が1ミリシーベルトと定められていること、そのことを念頭に被告国らは「介入」をし続けなければならないこと、それまでの間1ミリシーベルトを超える地域の住民が被ばくを受忍しなければならない理由はないこと、それにこれら本件事故発生後の事情を考慮すれば、今日に至るまで、区域外からの避難を継続することには社会通念上の相当性が認められる。

以上